

千葉県競技力向上推進基本方針

- 1 「スポーツ基本法」「千葉県体育・スポーツ振興条例」第10条に基づき策定された「第12次千葉県体育・スポーツ推進計画」において「競技力の向上」を継続しリンクDとした。また、「東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの推進」をリンクEとした。このことにより、障害者、健常者を問わず本県競技スポーツ競技力の恒常的なレベルアップを図り、国内大会はもとより、オリンピック・パラリンピック等の国際大会で活躍する選手を育成するなど「スポーツ立県ちば」の一層の推進を図ることを目的とする。
- 2 2020年東京オリンピック・パラリンピックに1人でも多くの千葉県出身選手を輩出し、県民に元気と勇気を与えることができるよう、計画的にオリンピック・パラリンピックの出場アスリートを強化・支援する事業を展開すると共に、東京オリンピック・パラリンピックのアクション&レガシーの十分な活用を図っていく。
- 3 競技力向上のために、スポーツを通じた「人づくり」や「地域づくり」を視野に入れ、地域スポーツ振興に資する事業を展開し、県民の大きな期待と理解を得るとともに、選手が持てる力を存分に発揮できる環境づくりを行っていく。
- 4 競技力向上に関する関係団体や有識者等で構成する千葉県競技力向上推進本部を、障害者競技スポーツ（パラリンピック競技）の競技力向上も担う中核的組織として改組し事業を展開する。公益財団法人千葉県体育協会、一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会、各競技団体との連携のもと、計画的な選手の育成・強化や指導者の養成、スポーツ医・科学の活用など必要な事業を展開していく。
- 5 計画的・継続的に事業を推進するため、千葉県競技力向上推進総合計画を策定することとし、この総合計画に基づいた競技力向上推進事業を実施するものとする。